

国内競技規則 2-11「国内競技」の取扱いについて

※下線部分：変更箇所

レース競技（2023年3月1日より適用）

| | 新 | 旧 |
|------|---|---|
| 対象競技 | 国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべての JAF 公認競技（全日本選手権および地方選手権競技を含む）のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。 | 国内スポーツカレンダーに登録された国内格式以下のすべての JAF 公認競技（全日本選手権および地方選手権競技を含む）のうち、オーガナイザーが参加を認めた競技。 |
| 参加資格 | <p>1 JAF 以外の ASN が発給したレース競技に有効な競技運転者許可証を所持する満 18 歳以上のドライバー。</p> <p>満 16 歳以上満 18 歳未満で上記の競技運転者許可証を所持するドライバーについては、その参加を以下に限定する。</p> <p><u>・フォーミュラ車両または、JAF が特に認めたフォーミュラ車両に準ずる車両とする（限定国内競技運転者許可証 A で参加できる車両と同一とする）。</u></p> <p>2 JAF 以外の ASN が発給した有効な競技参加者許可証を所持するエントラント。</p> <p>3 ただし、地方格式競技においては、自動車競技の組織に関する規定第 3 条「競技会」2.2) (3) に準じ、JAF 以外の ASN が発給した国際競技参加者許可証および国際競技運転者許可証所持者の参加が制限される。</p> | <p>1 JAF 以外の ASN が発給したレース競技に有効な競技運転者許可証を所持する満 18 歳以上のドライバー。</p> <p>満 16 歳以上 18 歳未満で上記の競技運転者許可証を所持するドライバーについては、その参加を以下に限定する。</p> <p><u>①スーパーFJ</u></p> <p><u>②F4</u></p> <p><u>③上記①②の車両と同等性能であると認められた車両（FIA-F4 等）。</u></p> <p>2 JAF 以外の ASN が発給した有効な競技参加者許可証を所持するエントラント。</p> <p>3 ただし、地方格式競技においては、自動車競技の組織に関する規定第 3 条「競技会」2.2) (3) に準じ、JAF 以外の ASN が発給した国際競技参加者許可証および国際競技運転者許可証所持者の参加が制限される。</p> |

| | | |
|-------------|---|---|
| <p>参加条件</p> | <p>1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を、また当該エントラントは、自身の競技参加者許可証を発給した ASN が当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>なお、上記文書のほかにオーガナイザーから追加資料等提示の要求があった場合は、それに従わなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証、および当該エントラントの競技参加者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他の JMRC シリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントが与えられる。</p> | <p>1 当該ドライバーは、自身の競技運転者許可証を、また当該エントラントは、自身の競技参加者許可証を発給した ASN が当該競技に参加出場することを承諾している旨の文書等を当該競技会オーガナイザーに提示しなければならない。</p> <p>なお、上記文書のほかにオーガナイザーから追加資料等提示の要求があった場合は、それに従わなければならない。</p> <p>2 オーガナイザーは当該ドライバーの競技運転者許可証、および当該エントラントの競技参加者許可証の有効の範囲を確認すること。</p> <p>3 全日本選手権競技および地方選手権競技、あるいは、その他の JMRC シリーズ戦やサーキットシリーズ戦等に出場した場合、それらのシリーズ戦のポイントが与えられる。</p> |
|-------------|---|---|

※
ラリー／スピード競技（略）
カート競技（略）